



* 1 - 2 6 9 3 7 9 4 0 1 9 *

インストールガイド

ホームネットワークプレーヤー デジタル放送対応パック for VAIO

HNPD-VM5

©2006 Sony Corporation Printed in Japan

デジタル放送コンテンツのネットワーク配信(DTCP-IP)に対応したVAIO

VAIO Media Ver.5.0 を DTCP-IP 配信のクライアントとして使用することができる VAIO は、URL の「VAIO Media Ver.5.0 クライアント DTCP-IP 配信対応機種とデジタル放送コンテンツの視聴方法」をご覧ください。

<http://vcl.vaio.sony.co.jp/support/info/2005/041.html>
また、以下の必要スペックを満たす機種となります。(2006年3月現在)

発売時期

□ 2005年9月以降発売のVAIO

OS

□ Windows XP Professional(Service Pack 2)日本語版
□ Windows XP Home Edition(Service Pack 2)日本語版

CPU

□ HTテクノロジー インテルPentium 4プロセッサ
□ インテルCore Duoプロセッサ*

□ インテルPentium Dプロセッサ

□ インテルPentium Mプロセッサ*

*「電源オプション」の「VAIO省電力設定」において、「CPU制御」が「動作優先」の設定であることが必要です。

メモリ

□ 512 MB以上

グラフィックアクセラレーター

□ ATI Technologies社製MOBILITY RADEON X600以上(ATI Technologies社製MOBILITY RADEON EXPRESSは含みません)
□ NVIDIA GeForce 6600 以上(NVIDIA GeForce Goは含みません)
□ インテル グラフィックス・メディア・アクセラレーター950 以上

箱の中身を確かめる

□ インストールガイド(本ガイド)
□ ホームネットワークプレーヤー デジタル放送対応パック for VAIO
CD-ROM(「VAIO Media」Ver.5.0(クライアント)、「VAIO Mediaデジタル放送プラグイン」)

デジタル放送コンテンツを視聴する方法

デジタル放送コンテンツを視聴するには、クライアントとなるVAIOにVAIO Media Ver.5.0とVAIO Mediaデジタル放送プラグインをインストールし、インターネット接続が可能な環境でアクティベーションを行う必要があります。アクティベーションは初回視聴時のみ必要となります。

Norton Internet Securityを使用されている場合は、URLの「[VAIO Media]『Norton Internet Security』がインストールされているとVAIO Mediaが使用できない」を参考に設定を行ってください。
<http://search.vaio.sony.co.jp/gensho/S0408020017566/>

1 CD-ROMをパソコンのCD-ROMドライブに入れる。



2 CD-ROMのフォルダにあるVMInst.exe(VAIO Media Ver.5.0)を実行する。



過去バージョンがインストール済みの場合、1回目でアンインストールを実行するので、「メンテナンスの完了」で「完了」をクリックし、再度VMInst.exeを実行します。

3 ウィザードにしたがって、再起動する。

インストールが完了すると、デスクトップにアイコンが作成されます。



4 CD-ROMのフォルダにあるVMDPInst.exe(VAIO Mediaデジタル放送プラグイン)を実行する。

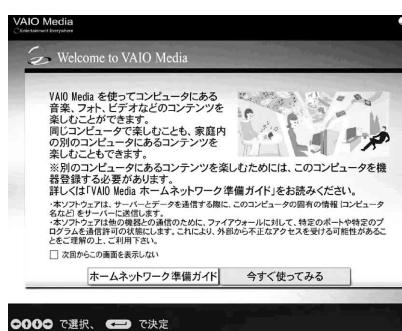


5 ウィザードにしたがって、インストールを完了する。

6 CD-ROMドライブからCD-ROMを取り出す。

7 [スタート]-[すべてのプログラム]-[VAIO Media]-[VAIO Media]をクリックし、VAIO Mediaを起動する。

8 「今すぐ使ってみる」をクリックする。



9 [ビデオを見る]をクリックする。



10 サーバーを選択する。

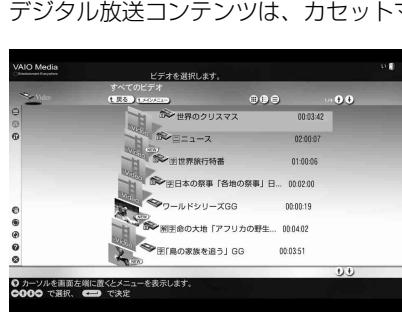
11 [ビデオ]をクリックする。



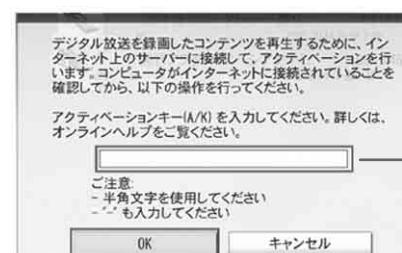
12 「すべてのビデオ」を選択する。



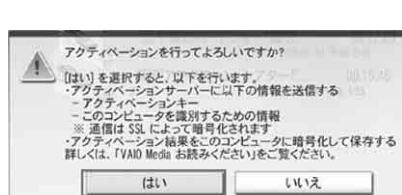
13 視聴したいデジタル放送コンテンツを選択する。



14 以下のシールに記載されている30桁の英数字をハイフン“-”も含めて入力し、[OK]をクリックする。



15 「アクティベーションを行ってよろしいですか？」と聞かれるので、[はい]をクリックする。



⚠ Norton Internet Securityの設定によっては「CLHNService.exe」のセキュリティ警告が出る場合があります。その場合は、「許可」を選択してください。

しばらく待つと、コンテンツが再生されます。

デジタル放送コンテンツを視聴する際の注意・制限事項については、以下の手順からVAIO Mediaヘルプをご確認ください。

注意・制限事項

- [スタート]-[すべてのプログラム]-[VAIO Media]-[ヘルプ]をクリックする。
- [リファレンス]-[注意・制限事項]の順にクリックする。

ご注意

本インストールガイドで使われているイラストの画面と、実際に表示される画面は異なることがあります。

お問い合わせ先は、VAIOカスタマーリンク (<http://vcl.vaio.sony.co.jp/>)、またはお手持ちのVAIOの取扱説明書をご覧ください。

「VAIO Media」使用許諾契約

ご注意

本契約は、お客様とソニー株式会社（以下ソニーとします）との間での「VAIO Media」の使用権の許諾に関する条件を定めるものです。
「VAIO Media」（以下許諾ソフトウェアとし、コンピュータソフトウェア、媒体、マニュアルなどの関連書類及び電子文書を含みます）をご使用いただく前に、必ず下記のソフトウェア使用許諾契約書をあらかじめお読み下さい。
お客様による許諾ソフトウェアのインストールをもって、下記のソフトウェア使用許諾契約書にご同意いただいたものとします。

ソフトウェア使用許諾契約書

本契約は、お客様（以下お客様とします）とソニー株式会社（以下ソニーとします）との間での許諾ソフトウェアの使用権の許諾に関する条件を定めるものです。

第1条（総則）

許諾ソフトウェアは、日本国内外の著作権法並びに著作者の権利及びこれに隣接する権利に関する諸条約その他の知的財産権に関する法律によって保護されています。
許諾ソフトウェアは、本契約の条件に従いソニーからお客様に対して使用許諾されるもので、許諾ソフトウェアの著作権等の知的財産権はお客様に移転いたしません。

第2条（使用権）

1 ソニーは、許諾ソフトウェアの非独占的な使用権をお客様に許諾します。
2 本契約によって生ずる許諾ソフトウェアの使用権とは、許諾ソフトウェアがインストールされるVAIOにおいてのみ、お客様が許諾ソフトウェアを使用する権利をいいいます。
3 お客様は、許諾ソフトウェアの全部又は一部を複製、複写したり、これに対する修正、追加等の変更をすることができません。

第3条（権利の制限）

1 お客様は、許諾ソフトウェアを再使用許諾、貸与又はリースその他の方法で第三者に使用させてはならないものとします。
2 お客様は、ソニーの事前の文書による承諾なくして前条に規定する使用権を第三者に譲渡してはならないものとします。
3 許諾ソフトウェアは1つの製品として、VAIOにおける使用を条件に許諾されています。お客様は許諾ソフトウェアの全部若しくは一部又はその構成部分を複数のVAIOでの使用のために分離してはならないものとします。
4 許諾ソフトウェアを用いて、ソニー又は第三者の著作権等の権利を侵害する行為を行ってはならないものとします。
5 お客様は、許諾ソフトウェアに関しリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等のソースコード解析作業を行ってはならないものとします。

第4条（許諾ソフトウェアの権利）

許諾ソフトウェアに関する著作権等一切の権利は、ソニー又はソニーが本契約に基づきお客様に対して使用許諾を行うための権利をソニーに認めた原権利者（以下原権利者とします）に帰属するものとし、お客様は許諾ソフトウェアに関して本契約に基づき許諾された使用権以外の権利を有しないものとします。

第5条（責任の範囲）

1 ソニーまたは原権利者は、許諾ソフトウェアにエラー、バグ等の不具合がないこと、又は許諾ソフトウェアが中断なく稼動することを保証しません。
但し、ソニーは、当該エラー、バグ等の不具合に対応するため、許諾ソフトウェアの一部を書き換えるソフトウェア若しくはバージョンアップの提供による許諾ソフトウェアの修補、許諾ソフトウェアの郵送による交換又は許諾ソフトウェア中の他社製ソフトウェアについての問い合わせ先の通知を行うことがあります。
本項に定めるソフトウェア及びバージョンアップの提供方法はソニーがその裁量により定めるものとします。また、ソニー及び原権利者は、許諾ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害していないことを保証するものではありません。
2 許諾ソフトウェアの使用におけるセキュリティに関する責任は、お客様にあるものとします。
3 ソニーまたは原権利者は、お客様が本契約に基づき許諾された使用権を行使することによりお客様又は第三者に生じた損害に関していかなる責任も負わないものとします。

第6条（契約の解約）

1 ソニーは、お客様が本契約に定める条項に違反した場合、直ちに本契約を解約することができるものとします。
2 前項の規定により本契約が終了した場合、お客様は契約の終了した日から2週間以内に許諾ソフトウェアの全てを廃棄するか、ソニーに対して返還するものとします。お客様が許諾ソフトウェアを廃棄した場合、直ちにその旨を証明する文書をソニーに差し入れるものとします。

第7条（その他）

1 本契約は、日本国法に準拠するものとします。
2 お客様は、許諾ソフトウェアを日本国外に持ち出して使用する場合、適用ある輸出管理規制、法律、命令に従うものとします。
3 本契約は、消費者契約法を含む消費者保護法規によるお客様の権利を不利益に変更するものではありません。
4 本契約の一部条項が法律によって無効となった場合でも、当該条項以外は有効に存続するものとします。
5 本契約に定めなき事項又は本契約の解釈に疑義を生じた場合は、お客様及びソニーは誠意をもって協議し、解決するものとします。

「VAIO Media デジタル放送プラグイン」使用許諾契約

ご注意

本契約は、お客様とソニー株式会社（以下ソニーとします）との間での「VAIO Media デジタル放送プラグイン」の使用権の許諾に関する条件を定めるものです。
「VAIO Media デジタル放送プラグイン」（以下許諾ソフトウェアとし、コンピュータソフトウェア、媒体、マニュアルなどの関連書類及び電子文書を含みます）をご使用いただく前に、必ず下記のソフトウェア使用許諾契約書をあらかじめお読み下さい。
お客様による許諾ソフトウェアのインストールをもって、下記のソフトウェア使用許諾契約書にご同意いただいたものとします。

ソフトウェア使用許諾契約書

本契約は、お客様（以下お客様とします）とソニー株式会社（以下ソニーとします）との間での許諾ソフトウェアの使用権の許諾に関する条件を定めるものです。

第1条（総則）

許諾ソフトウェアは、日本国内外の著作権法並びに著作者の権利及びこれに隣接する権利に関する諸条約その他の知的財産権に関する法律によって保護されています。
許諾ソフトウェアは、本契約の条件に従いソニーからお客様に対して使用許諾されるもので、許諾ソフトウェアの著作権等の知的財産権はお客様に移転いたしません。

第2条（使用権）

1 ソニーは、許諾ソフトウェアの非独占的な使用権をお客様に許諾します。
2 本契約によって生ずる許諾ソフトウェアの使用権とは、許諾ソフトウェアが別途ソニーから許諾を受けた「VAIO Media」とともに、インストールされるVAIO一台においてのみ、お客様が許諾ソフトウェアを使用する権利をいいいます。
3 お客様は、許諾ソフトウェアの全部又は一部を複製、複写したり、これに対する修正、追加等の変更をすることができません。

第3条（権利の制限）

1 お客様は、許諾ソフトウェアを再使用許諾、貸与又はリースその他の方法で第三者に使用させてはならないものとします。
2 お客様は、ソニーの事前の文書による承諾なくして前条に規定する使用権を第三者に譲渡してはならないものとします。
3 許諾ソフトウェアは「VAIO Media」のプラグイン製品として、一台のVAIOにおける使用を条件に許諾されています。お客様は許諾ソフトウェアの全部若しくは一部又はその構成部分を複数のVAIOでの使用のために分離してはならないものとします。
4 許諾ソフトウェアを用いて、ソニー又は第三者の著作権等の権利を侵害する行為を行ってはならないものとします。
5 お客様は、許諾ソフトウェアに関しリバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等のソースコード解析作業を行ってはならないものとします。

第4条（許諾ソフトウェアの権利）

許諾ソフトウェアに関する著作権等一切の権利は、ソニー又はソニーが本契約に基づきお客様に対して使用許諾を行うための権利をソニーに認めた原権利者（以下原権利者とします）に帰属するものとし、お客様は許諾ソフトウェアに関して本契約に基づき許諾された使用権以外の権利を有しないものとします。

第5条（責任の範囲）

1 ソニーまたは原権利者は、許諾ソフトウェアにエラー、バグ等の不具合がないこと、又は許諾ソフトウェアが中断なく稼動することを保証しません。
但し、ソニーは、当該エラー、バグ等の不具合に対応するため、許諾ソフトウェアの一部を書き換えるソフトウェア若しくはバージョンアップの提供による許諾ソフトウェアの修補、許諾ソフトウェアの郵送による交換又は許諾ソフトウェア中の他社製ソフトウェアについての問い合わせ先の通知を行うことがあります。
本項に定めるソフトウェア及びバージョンアップの提供方法はソニーがその裁量により定めるものとします。また、ソニー及び原権利者は、許諾ソフトウェアが第三者の知的財産権を侵害していないことを保証するものではありません。
2 許諾ソフトウェアの使用におけるセキュリティに関する責任は、お客様にあるものとします。
3 ソニーまたは原権利者は、お客様が本契約に基づき許諾された使用権を行使することによりお客様又は第三者に生じた損害に関していかなる責任も負わないものとします。

第6条（契約の解約）

1 ソニーは、お客様が本契約に定める条項に違反した場合、直ちに本契約を解約することができるものとします。
2 前項の規定により本契約が終了した場合、お客様は契約の終了した日から2週間以内に許諾ソフトウェアの全てを廃棄するか、ソニーに対して返還するものとします。お客様が許諾ソフトウェアを廃棄した場合、直ちにその旨を証明する文書をソニーに差し入れるものとします。

第7条（その他）

1 本契約は、日本国法に準拠するものとします。
2 お客様は、許諾ソフトウェアを日本国外に持ち出して使用する場合、適用ある輸出管理規制、法律、命令に従うものとします。
3 本契約は、消費者契約法を含む消費者保護法規によるお客様の権利を不利益に変更するものではありません。
4 本契約の一部条項が法律によって無効となった場合でも、当該条項以外は有効に存続するものとします。
5 本契約に定めなき事項又は本契約の解釈に疑義を生じた場合は、お客様及びソニーは誠意をもって協議し、解決するものとします。